

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例（平成25年11月15日京都市条例第63号）（教育委員会事務局総務部総務課）

京都市野外活動施設花背山の家においては、使用者の利便性の向上を図るため、高等学校の生徒、障害者等に対して使用料を減額し、又は免除する運用を行ってきたところ、当該運用について、条例に定めることにより、市民にとってより分かりやすい運用を実現することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川 大作

京都市条例第63号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項本文中「第1項」の右に「及び第2項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「前3項」に改め、同項第4号中「の小学校（）」を「に存する小学校（特別支援学校の小学部及び）」に、「）又は」を「以下同じ。）」に改め、「前期課程」の右に「，特別支援学校の中学部」を加え、「）が行う」を「以下同じ。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程，特別支援学校の高等部，専修学校の高等課程及び高等学校に相当する各種学校を含む。以下同じ。）が行う」に改め、「団体使用」の右に「（高等学校の部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準じる活動をいう。以下同じ。）のための使用を除く。）」を加え、同項第5号中「特別支援学校が」を「本市の区域外に存する特別支援学校が」に改め、同項に次の11号を加える。

- (6) 次のいずれかに該当する者であつて、日曜日又は土曜日に別に定める施設を使用するもの
 - ア 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する小学校に在学する児童
 - イ 本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に存する中学校に在学する生徒
- (7) 65歳以上の者
- (8) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (10) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- (11) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- (12) 戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- (13) 第8号から前号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）の介護者（市長が

身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限る。）

- (14) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯に属する者
- (15) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者又はその者と生計を一にする者
- (16) 学校教育法第19条の規定による援助を受けている者又はその者と生計を一にする小学校の児童若しくは中学校の生徒

第8条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、使用料を別表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

- (1) 18歳未満の者（小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒を除く。）
- (2) 本市の区域内に存する高等学校が行う団体使用（部活動のための使用に限る。）に係る当該高等学校の生徒
- (3) 本市の区域外に存する小学校、中学校又は高等学校が行う団体使用に係るこれらの学校の児童若しくは生徒

3 第1項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる生徒又は前項第3号に掲げる児童若しくは生徒の引率者については、使用料を当該生徒又は当該児童若しくは生徒の使用料の額と同一とする。

第10条中「市長は、」の右に「京都市立学校の教職員がその職務に係る研修のために使用するときその他」を加える。

第13条中「この条例」を「この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例」に改める。

別表備考中1から3までを削り、4を1とし、5を2とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)